

## 告 示

### 埼玉県告示第千三百七十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年十二月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年十一月三十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人視覚障がい者支援協会・ひかりの森

三 代表者の氏名

松田 和子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県越谷市弥生町一丁目九番地山崎ビル二F

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として視覚障がい者が自立して社会参加・社会貢献するために相談事業、生活訓練事業、啓発事業などを行い、一人でも多くの視覚障がい者を支援し、広く社会に貢献し公共の福祉に寄与することを目的とする。